

職場上司による執拗な出向強要問題発生 !!

労働組合の中央執行委員会へ、「先日から、外部機関への出向の同意を3回にわたって上司から執拗に求められ困っている。これからどうなるか不安だ。」との組合員からの訴えがありました。執行委員会は、話の内容が、強要、脅し、組合活動への介入を含むものと判断し、機構に調査・善処を求めました。機構は、当人への出向の話は取りやめることにしましたが、強要、脅し、組合活動への介入についてはそのようなものではないと否定しています。以下は、労組が把握した3回目、3時間以上にわたる話し合いの一部です。

Mユニット長：どうでしょう

Aさん：....昇進も昇給も出来なくとも、やっぱり研究者としたら、副主任、主任としてやっていきたい。主任とったあとであれば、行けと言われれば行きますけど、副主任とる前に、2年間というのはいくら考えてみても大きい。

Mユニット長：....今持ち出せば、私は態度を硬化させるよ！労組の話もいよいよ、労組の話であればもう話をしないのだから。以後話をしているのだから、私はそれはないと思っている。

Mユニット長：あのね、これ私最初に言ったけれど、コンセンサスを得ると言ったけど、Aさんを説得しているつもりはないのだけれど。旧来の原研は、研究所であって、業務命令を聞かなければ首だと、そういうのはない。だけどこれ、業務命令よと、命令を伝えているとした私の意識はない。ただ命令だけれどもコンセンサスがいるんですよ、これはよきシステムだから私、絶対つぶすつもりはない。人によったら、業務命令でいけ、で終わっちゃうかもしれない。Aさんがどう言おうと、組合駆け込むなら勝手に駆け込めと言う人がいるかもしれない。説得するつもりはない。上が業務命令と言っていないのだったら、もうとっくに無くなっていると思う。だっていやだと言った。それでも出せと言っている。

Mユニット長：....労組の話ならいいんです。私もうやめますから。Aさん、そんなわけのわからない人でないのはよくわかっているし。....元にもどすなら、今までの話なんだったのと個人的には怒りたくなる。Aさんがわけのわからない人なら怒らないけれど、わけのわかる人だから。

Mユニット長：....飛び越えるなら、勝手にやっついていいけど、それは飛ばされたら怒るわね、昔は直訴したら、直訴は聞き入れられても、その人は切腹だから。

機構はこれを、単なる上下関係の中の話だとしています。われわれは上下関係の中では、なおさらこのようなことをすべきでないと考えています。

われわれは、機構に対して、

強要・組合への介入の事実を認め、Aさんに謝罪すること

2度とこのようなことを行わないと約束すること

Aさんに対する不利益処遇を、将来にわたって一切行わないこと

M氏に対する適切な処分を行うこと

の4点を要求します。

労組は機構に対して円満な解決を求めます。しかし、機構の適切な対応がなければ、さらに詳細を公にし、世論に訴えていくつもりです。

第77回茨城県中央メーデー

日時 5月1日(月)

場所 水戸市千波公園 はなみずき広場 (県民文化センター西側、千波湖畔)

プログラム 10:00 開会 各団体アピール・デコレーションコンクール

11:00 デモ出発(会場 -> 水戸市役所周辺 -> 会場)

12:00 昼食・交流会

14:00 閉会

組合員および家族の方には昼食補助を行います。原研労組の旗にお集まりください。

守り活かそう憲法フェスタ

*** 憲法記念日に「憲法改悪を許さない」という県内の組織・政党の枠

を超えた声を集め、憲法を考える集会が開かれます。***

日時 5月3日(水) 10:00から (雨天決行)

場所 水戸市千波公園 はなみずき広場 (県民文化センター西側、千波湖畔)

内容 記念講演

「今こそ憲法を考えよう - 今を生きる私たちの責任」

講師 伊藤塾塾長 法学館憲法研究所長 伊藤 真

催し：リレートーク、ぐるっと千波湖平和のわ(アクション)

ジャズバンド演奏、大合唱、模擬店・物産展、そのほか

(投稿) 部下を犯罪者に仕立てようとする機構に危惧を抱く

研究炉利用課分会 鈴木 正年

1. はじめに

4月15日付の、この新聞記事を見た国民は『原研も 同じか』と思うでしょう。昭和42年に放射線業務手当制度を労使共同で確立した当事者の一人(しかも在職している唯一の当事者だと思ふ)として、あたかも犯罪のように扱われている放射線業務手当受給問題について意見を述べさせていただきます。ただ私は、旧サイクル機構の事情は全く分かりませんので、旧原研に限定して意見を述べていることをご承知おき下さい。

放射線業務手当で、新たに19人が不正受給(2006年04月15日 朝日)

旧核燃料サイクル開発機構の東海事業所(東海村)など各地の事業所で放射線業務手当などを不正に受給していた問題で、日本原子力研究開発機構は14日、再調査で約280万円の不正受給が新たに確認され、合計金額は旧核燃料サイクル開発機構と旧日本原子力研究所を合わせて約1億3175万円になったと発表した。新たに不正受給が確認された19人のうち、在職する6人を厳重注意処分にした。

2. 『不正受給』というが、職員から支給を要求したことはない

放射線業務手当の支給を、職員個人が当局に要求したことはありません。職員は(1)配属された職場が、昭和42年5月31日に原研労組と原研当局の間で締結された「放射線業務手当に関する協定書(労中執42-5号)」に基づいて作成された「放射線業務手当の支給に関する規程(昭和42年6月14日)」で定めた『第2条(支給範囲)』の業務に該当していて、(2)役職手当受給者と新規卒業者で採用6ヶ月を経過していない職員ではなく、(3)勤務すべき日数の半ば以上業務に従事すれば、自動的に放射線業務手当を支給されます。

したがって、給与当局は、出勤簿を見て、支給対象者が長期休暇や業務出張など月の半ば以上当該業務に従事していないと判断して「支給・不支給」の決定を行ってきたのです。

このように放射線業務手当を職員の側から『不正受給』出来る要件はないのです。(出勤簿のごまかしがあれば別ですが・・・)

3. 放射線業務手当の性格・・・被曝(危険)手当ではなく、社会的責任手当・・・

昭和40年頃の原研は、発電用動力炉JPDORの稼働、JRR-2、JRR-3などの大型研究炉の稼働が相次ぎ、大型原子炉の連続運転業務をどのような形態で行うかという問題が労使の大きな懸案事項でありました。一方で稼働し始めた大型原子炉の安全確保のための防護隊の創設など、周辺住民にも理解される体制の確立も急務でした。今では笑い話ですが、当時、原研職員は生命保険に加入できなかったんです。(今でこそお昼休みに「ニッセイのおばさん」が職場訪問をしていますけれど・・・)そんな時代でしたから、大型原子力施設を安全に稼働するために現場労働者は大いに激論したものです。例えば『万が一重大事故が起ったら現場労働者はどうするか』の議論では『周辺住民の安全な避難を保証するために現場

の我々がいかに拡大を食い止めるか・・・』などなど、が職場の課内会議でも労働組合の分会討議でも行われました。皆さんの中で4月16日夜9時からNHK総合テレビで放映したチェルノブイリ事故に関連したNHKスペシャルをごらんになった方がいるでしょう。映像の中で、事故の後始末をするリクビダートルと呼ばれる人たちが、がれきの後始末をしていましたが、私はあの映像を見て、まさに昭和42年頃に口角泡を飛ばして『万が一の時、我々原子力のプロが周辺への拡大を食い止めるためにやらなければならないんだ。周辺住民や家族が安心できるのはこういう体制が確立されるか、なのだ。そのために万が一を起ささない体制が必要だ』と発言したとき脳裏をよぎった光景を思い出したのです。映像は、国家から英雄と表彰され、住宅と厚遇を与えられたリクビダートルたちが放射線障害によって苦しむ姿が映し出されていました。再放映されたら是非見てください。原子力の現場の最大の「万が一」はチェルノブイリかもしれませんネ?

こうした中で創設された放射線業務手当は、その前身の『原子炉管理手当』の発展でした。この議論の中で、労組が主張したことは「この手当を被曝手当のような直接的な危険手当にしてはならない。被曝量で仕事量を表すのではなく、いかに被曝せずに当該業務を遂行できるか、を念頭におかなければならないからだ。我々は大型原子力施設の安全を周辺住民に保証するために、万一の場合でも周辺の安全を確保する責任がある。そのための責任手当の性格があるのだ。」ということでした。このようにして『放射線業務手当』は労使の合意を見たのです。私は、当時22歳のワカゾーでしたが、上に述べた若い原子力技術者の真摯な議論の上に立って創設されたこの協定を今でも誇りに思っています。原子力に万が一のことがあったら、前線の我々がいちばんの危険にさらされます。安全を確保することが自分を守り、ひいては周辺住民を守ることになるのです。「一回施設に入ったら手当をあげる」などという品のない性格の手当ではないのです。(参考までに事故被曝等の被曝量に対する『被曝手当』は防護隊発足にあたって労使協定で別に定められています)

4. 職員を悪者にして保身を図る労務に未来はない

以上述べてきたように、少なくとも旧原研では放射線業務手当は、労使協定とそれに基づいて作成された規程によって厳格に運用されてきました。もし百歩譲って「不適切な支給」があったとしても、職員の側には『不正受給』は存在しません。なぜなら2.で述べたとおり、職員の側から『支給してくれ』と言ったのは、昭和42年当時労働組合として『放射線作業に従事する職員の社会的責任手当として、放射線業務手当を支給せよ』と要求した時だけです。不正があるとすれば「2.(1)(2)(3)」を厳格に守らなかった当局であり、それは『不正受給』ではなく『不正支給』ではないでしょうか?当局の担当者は、放射線業務手当に関する規程に照らして断じて不正はしていないことを発言すべきです。その上で、実態に合わないと言うのなら労使で改正交渉をするのもいいでしょう。いずれにせよ信頼していた味方からいきなり「不正だ処分する」では、正常な職場運営は出来ません。消えゆく老兵の意見です。